

鎌倉の景観

(鎌倉市景観計画の実績報告)

平成20年度版



鎌倉市

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

昭和 48 年 11 月 3 日 制定

はじめに

わが国を代表する歴史的文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並み景観を後世に伝えるため、まちづくりに関する様々な施策を行ってきました。

平成 8 年に施行された都市景観条例は、地域における特性を活かした都市景観を守り、育て、つくるために制定したものです。独自の景観づくりに取り組んできた本市ですが、平成 16 年 6 月に景観法が公布されたことを受け、さらなる地域性豊かな都市景観の実現を図っていくこととなりました。

景観法に基づき、本市では、平成 19 年 1 月に「鎌倉市景観計画」を策定し、全市域に 21 の土地利用類型別に景観形成の方針と基準を定めました。「鎌倉市景観計画」では、市内全域において一定規模以上の建築行為等を行う場合には事前の届出を義務づけており、これを運用することにより、良好な景観形成の誘導に向けて取り組んできたところです。また、鎌倉駅周辺と北鎌倉駅周辺には、よりきめ細かな景観づくりを目指し、平成 20 年 3 月、建築物の高さや色彩などの基準と認定申請の手續などの実効性を持たせた「景観地区」の都市計画決定を行いました。

景観法に基づく制度運用を始めてからまだ初期の段階ではありますが、ここでは、平成 19 年度末まで（平成 19 年 1 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）における実績を調査し、広く公開することを目的として、この制度の運用状況と今後に向けた取組について項目ごとにまとめました。

目次

はじめに

景観法・関連法令等を活用した都市景観の形成

地区の個性を活かした都市景観の形成

地区プランの策定	1
景観地区の指定	3
地区計画制度の活用	5
高度地区の指定	7
特別用途地区の活用	8
市街地の緑の創造	9
制度活用における諸課題への対応	10

景観資源を核とした都市景観の形成

歴史的風土保存区域や風致地区の活用	11
特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域等の活用	12
歴史的建造物の保全と活用	13
眺望景観の保全・創出	15
地域資源の保全と整備	16
かまくら景観百選の活用	18
屋外広告物の規制誘導	19

ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進

快適なみちづくり	21
水辺の環境づくり	23
みどりのまちづくり	25
魅力的な建物づくり	27

市民・NPO・事業者との協働・支援

景観づくり賞の実施	28
シンポジウム、講演会の開催	29
市民活動の支援	30

景観法・関連法令等を活用した都市景観の形成

地区の個性を活かした都市景観の形成

地区プランの策定

【内容】

景観計画（土地利用類型別景観形成方針・基準等）をベースに、地区毎のより詳細な景観づくりの考え方を示す地区プランを策定・提示し、地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的に進めます。策定した地区プランを素材に景観計画の充実（特定地区の指定等）や建築行為等の景観誘導に取り組みます。また、地域の文脈、景観形成の作法等をわかりやすく伝えるガイドラインを作成します。

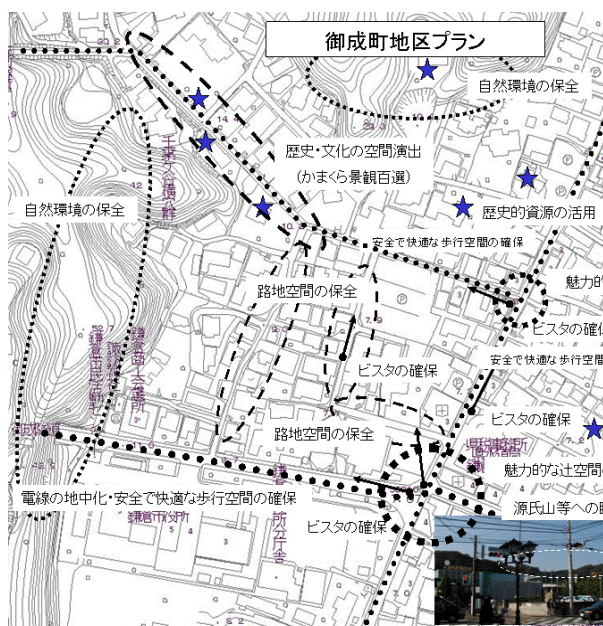
【推進方法】

市全域を対象に継続的に取り組みます。拠点やベルトの位置付けのある場所、地区住民の発意のある場所等において優先的に取り組みます。

【実績】

扇ガ谷・御成町地区で地区プランの策定・提示を行いました。現在、地区プランをベースに地区の地権者等とルール策定に向けた協議を行っています。

平成 19 年 7 月より地区住民の有志が中心となり市との協議を開始。まちづくり制度の勉強会、フィールドワーク、ワークショップを開催し、平成 19 年 6 月に景観づくりのルール（素案）をまとめ、住民による地権者説明会の開催（平成 19 年 6 月）市によるルール案の縦覧及び説明会を開催（平成 19 年 8 月）。縦覧及び説明会での意見を踏まえ、現在ルール案の一部見直し作業を行っています。



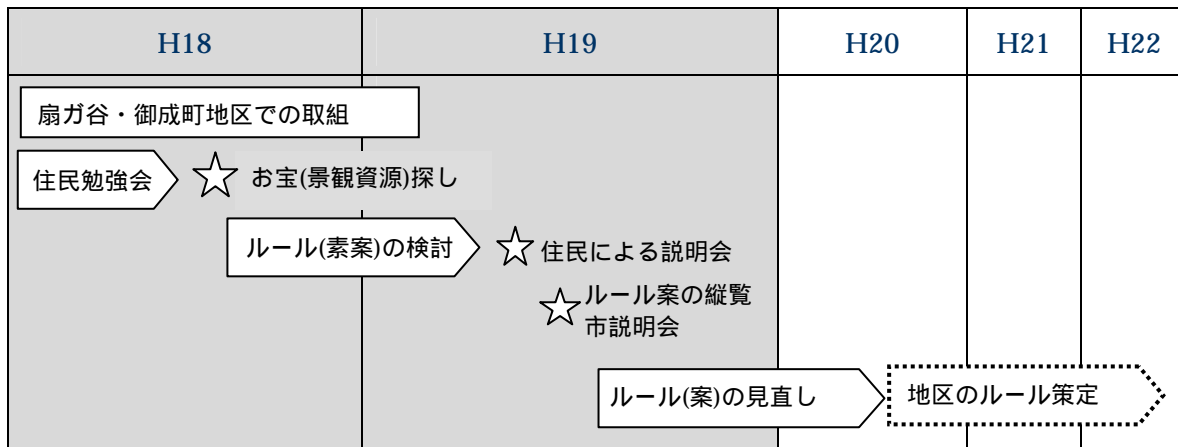
扇ガ谷・御成町地区 地区プラン（案）

扇ガ谷・御成町地区での取組

- ・平成 18 年 7 月・9 月
まちづくり制度の住民勉強会
- ・平成 18 年 10 月
地域の魅力を創っているお宝(景観資源)探し
- ・平成 19 年 6 月
住民による地権者説明会
- ・平成 19 年 8 月
ルール案の縦覧及び説明会
- ルール案の一部見直し作業

【今後の施策の方向性】

扇ガ谷・御成町地区では、今後も住民との協議を継続的に行い、特定地区計画策定を目指します。



景観地区の指定

【内容】

若宮大路を中心とした市街地、ベルトや拠点に位置付けられた場所など、特に魅力的な都市景観の形成が求められる地区を景観地区として指定し、建築物の形態意匠や高さの最高限度などを定め、市街地の良好な景観誘導を図ります。

【推進方法】

若宮大路を中心とした市街地、北鎌倉駅周辺の市街地など、周囲を歴史的風土に囲まれた市街地を先行して地区指定に取り組みます。その後も引き続き、ベルトや拠点に位置付けられた場所を中心に地区住民の発意、市街地整備の進行状況にあわせ、随時地区指定の検討を行います。

【実績】

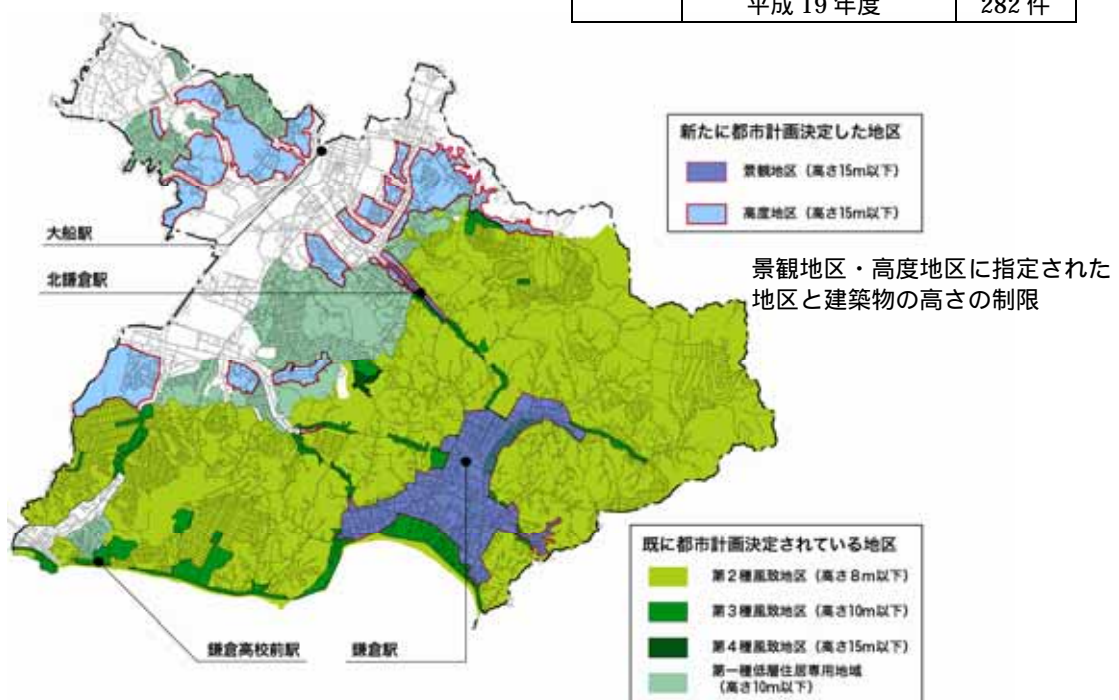
若宮大路を中心とした市街地（約224.8ha）を鎌倉景観地区、北鎌倉駅周辺の市街地（約7.2ha）を北鎌倉景観地区として、平成20年3月1日付けで都市計画決定・告示をしました。

なお、北鎌倉景観地区の東寄りのエリアである北鎌倉東地区では、更に詳細な地区独自のルールを住民と協働で検討しています。

鎌倉景観地区	約224.8ha	平成20年3月1日告示
北鎌倉景観地区	約7.2ha	平成20年3月1日告示

景観地区の認定申請件数	
平成19年度 (H20.3)	29件

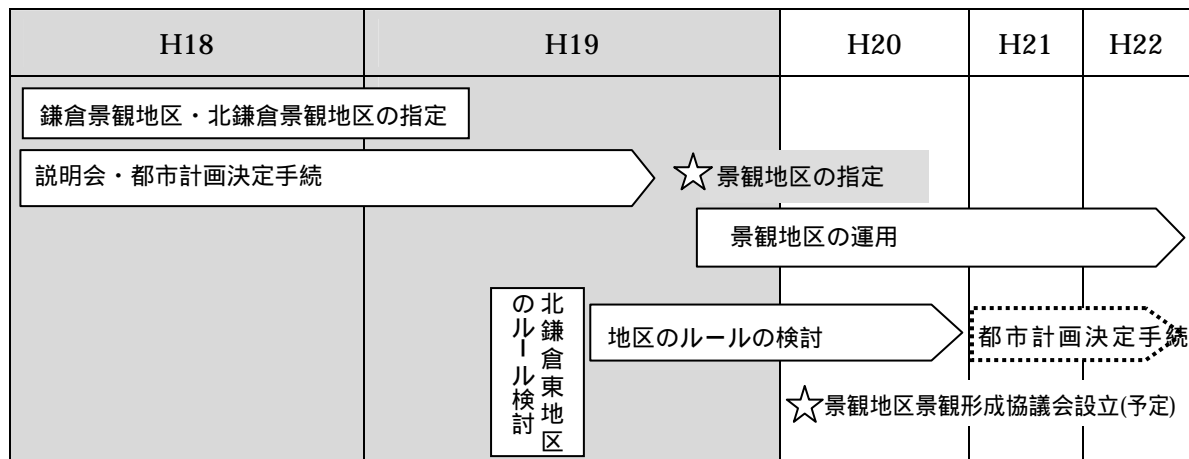
景観計画の届出件数 (参考)		
開発行為	平成18年度(H19.1~3)	36件
	平成19年度	140件
建築行為	平成18年度(H19.1~3)	133件
	平成19年度	282件



【今後の施策の方向性】

制度の普及啓発に努め、地区住民の合意の熟度に応じて、新規地区の指定や既指定地区のルールの見直しに積極的に取り組みます。

北鎌倉東地区については、更に詳細な地区独自のルールを住民と協働で検討を行います。



地区計画制度の活用

【内容】

地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が同時に求められる場所においては、地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。また、市独自や任意の制度（自主まちづくり計画、景観形成地区、住民協定等）により、まちづくりに取り組んでいる地域においては、法的位置付けのある景観計画（特定地区の指定等）や地区計画への移行を目指します。



地区計画制度の説明会（新鎌倉山住宅地）

【推進方法】

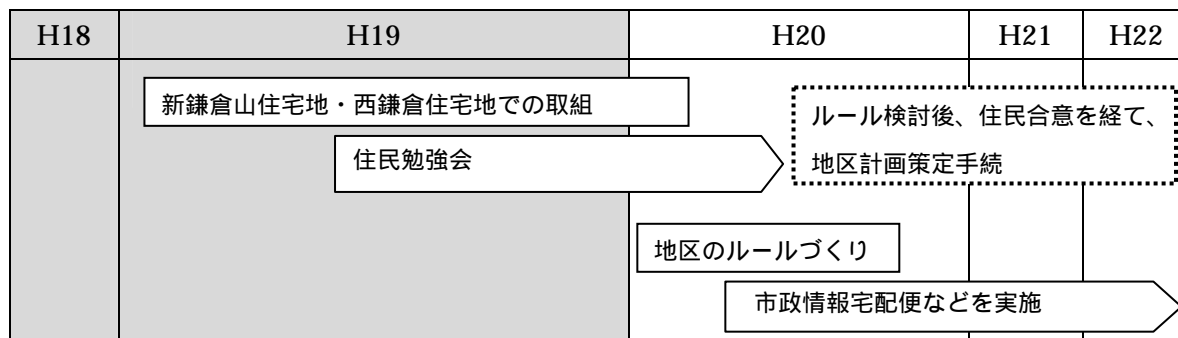
既にまちづくりに取り組んでいる地域を中心に、市政情報宅配便の実施等により制度の普及啓発に取り組めます。

【実績】

現在、新鎌倉山住宅地（津、津西）、西鎌倉住宅地（西鎌倉）の自治会から地区計画制度の活用の相談を受け、平成 19 年 8 月頃から、地区計画制度の説明会等、地区住民との協議を行っています。

【今後の施策の方向性】

既にまちづくりに取り組んでいる地域を中心に、市政情報宅配便などで地区計画制度の普及啓発に努め、地区計画に移行するための意識醸成・支援を行います。



高度地区の指定

【内容】

良好な居住環境の保全や、既成市街地における魅力的な都市環境・都市景観の形成を図るため、高度地区の指定を積極的に行い、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導を行います。

【推進方法】

風致地区、第一種低層住居専用地域以外の高さ制限のない地域において、段階的に高度地区指定の検討を行います。

【実績】

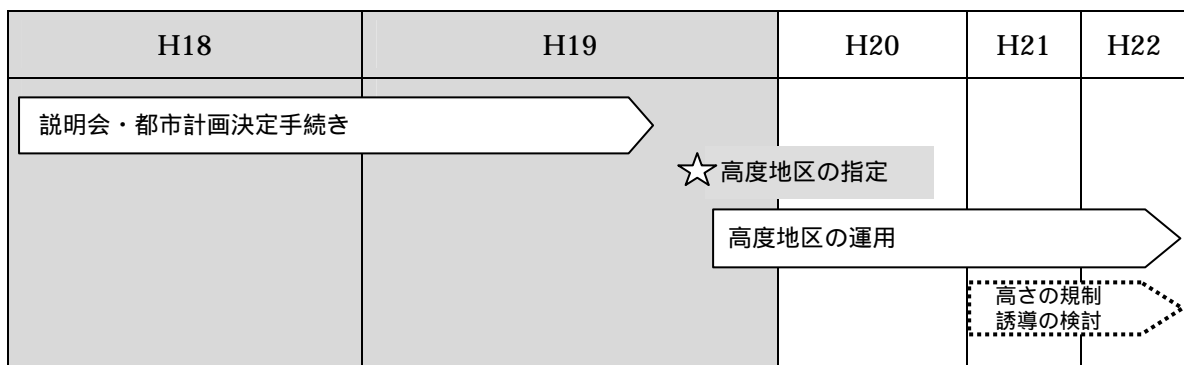
風致地区、景観地区指定区域を除く第一種中高層住居専用地域（約 340ha）を高度地区として、平成 20 年 3 月 1 日付けで都市計画決定・告示をしました。

（高度地区の位置については 3 頁に掲載）

【今後の施策の方向性】

市街地の土地利用の状況を踏まえ、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導の検討を行います。

鎌倉高度地区	約 340ha	平成 20 年 3 月 1 日告示
--------	---------	-------------------



特別用途地区の活用

【内容】

土地利用の純化によるまとまりある都市景観の形成を図るため、特別用途地区の活用に取り組めます。景観法による規制・誘導施策（景観計画・景観地区）は、建築物の用途を定めることができないため、景観法の活用にあわせ特別用途地区の併用についても検討します。

【推進方法】

特別用途地区の活用にあたっては、住民の合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。

【実績】

景観だけでなく建物用途についても制限を加えたいというニーズはあるものの、制度が複雑になるなどの理由から現時点では特別用途地区の活用には至っていません。

【今後の施策の方向性】

市政情報宅配便などで法制度の理解を深め、合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。

市街地の緑の創造

【内容】

周辺の山並みと調和した、緑豊かな市街地の創造を目指し、緑化地域や緑地協定などを活用し、都市の緑と市街地のまち並みが一体となった都市景観の形成を進めます。また、市街地の良好な景観を形成する屋敷林などの価値を明確にし、土地利用転換等が行われる際に既存樹木が保存されるような仕組の検討も併せて行います。

【推進方法】

緑豊かな市街地の形成を図るため、風致地区や開発事業区域内での緑化を推進します。まち並みのみどりの奨励事業の適用を拡大して駐車場の接道緑化を進めます。

【実績】

風致地区や開発事業区域内での緑化指導を行いました。

まち並みのみどりの奨励事業の要綱を一部改正し、補助対象を駐車場の接道部の緑化にまで拡大して制度を充実させました。

【今後の施策の方向性】

緑豊かな市街地の形成を図るため、風致地区や開発事業区域内での緑化を推進します。

まち並みのみどりの奨励事業の実績

	平成 19 年度
補助金交付件数	27 件
植栽延長	338.5 m
植栽本数	897 本

まち並みのみどりの奨励事業

緑豊かなまち並み景観を創造するため、道路に面して緑化をする方に対して、その経費の一部を補助する制度。

制度活用における諸課題への対応

【内容】

景観形成を効果的に推進するために、関連法令等の活用とともに法改正への対応や新たな制度導入に積極的に取り組みます。

【実績】

- ・規制緩和に伴う斜面地マンション等の課題に対応するため、建築基準法第 52 条第 5 項に基づく住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例を施行しました(平成 19 年 7 月)。
- ・景観形成地区内で、景観形成の方針に適合しない用途に関する計画が出されましたが、景観形成の方針に適合するよう、都市景観条例第 18 条(現在第 22 条)の規定に基づき行政指導を行いました。
- ・都市景観条例の改正を行い、景観形成地区での届出前に、景観形成協議会への意見聴取を義務付けました(平成 20 年 2 月)。
- ・葬祭場の設置等に関する指導要綱及びコインパーキングの設置等に関する指導要綱の検討を行いました。

【今後の施策の方向性】

- ・規制緩和に伴う斜面地マンション等の課題に対応するため、建築基準法第 50 条に基づく斜面地等の構造の制限に関する条例の検討を行います。
- ・景観形成協議会等への意見聴取の円滑な運用方法の検討を進めます。
- ・葬祭場の設置等に関する指導要綱及びコインパーキングの設置等に関する指導要綱の制定を行います。
- ・景観形成を効果的に推進するために、関係法令等の活用とともに法改正への対応や、基準適合だけでなく、新たな価値を創造する制度導入に積極的に取り組みます。

H18	H19	H20	H21	H22
	斜面地マンション等の対応 ☆住宅地下室の容積率緩和制限の条例施行 景観形成の方針に適合しない計画への対応 都市景観条例で行政指導	☆斜面地等の構造の制限に関する条例施行(予定) ☆景観形成協議会への意見聴取を義務付け 都市景観条例の改正		
	葬祭場・コインパーキング要綱の検討	☆要綱の制定(予定)		

景観資源を核とした都市景観の形成

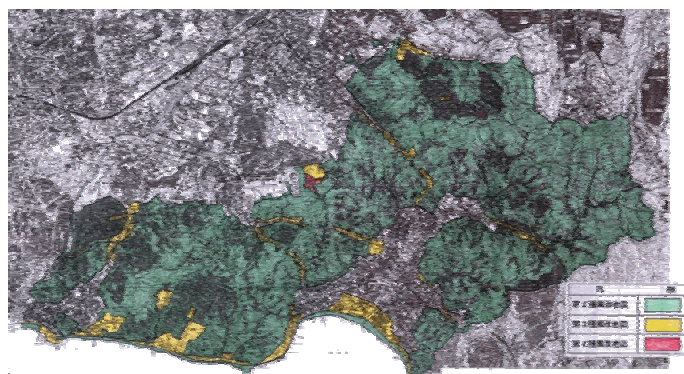
歴史的風土保存区域や風致地区の活用

【内容】

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）により指定された歴史的風土保存区域を継承し、歴史的風土の保存を図ります。また、緑地としての活用も含めた、樹林管理や防災対策についても検討を進めます。風致地区においては、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。

【推進方法】

- ・ 古都保存法により指定された歴史的風土保存区域を継承し、歴史的風土の保存を図ります。
- ・ 風致地区については、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。



風致地区指定概略図

【実績】

平成 19 年 3 月 2 日、古都保存法施行 40 周年を記念して、「美しい日本の歴史的風土 100 選実行委員会」が主催した「美しい日本の歴史的風土 100 選」に鎌倉市が選ばれました(古都保存法対象都市、世界遺産指定地域対象都市の特別枠での選出です)。

【今後の施策の方向性】

- ・ 現行の歴史的風土保存区域の樹林地部分について、歴史的風土特別保存地区の指定拡大を県に要請します。
- ・ 新たに歴史的に重要な文化的資産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。
- ・ 現行指定区域につながる丘陵の樹林地(近郊緑地保全区域の拡大区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の鎌倉中央公園拡大計画地一帯、183.9ha)の風致地区の指定拡大に努めます。

特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域等の活用

【内容】

市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域等の保全制度を活用した緑地の保全を進めます。

【推進方法】

市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域等の保全制度を活用した緑地の保全を進めます。



特別緑地保全地区 寺分一丁目

【実績】

- ・平成 19 年 2 月 14 日に、拡大指定された区域を含めた新たな円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が決定されました。
- ・平成 19 年 12 月 19 日に、寺分一丁目特別緑地保全地区（約 2.3ha）を指定（都市計画決定）しました。

【今後の施策の方向性】

- ・近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の重要な緑地の近郊緑地特別保全地区の指定を、県との連携により進めます。
- ・10ha 以上の規模を有する特別緑地保全地区の指定計画地は、県による指定を要請します。
- ・特別緑地保全地区の指定計画地において、指定に向けた取組を進めます。

H18	H19	H20	H21	H22
特別緑地保全地区の指定に向けた検討				
	☆ 寺分一丁目特別緑地保全地区を指定			
近郊緑地特別保全地区の指定に向けた検討				
	☆ 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画を決定			

歴史的建造物の保全と活用

【内容】

現行の景観重要建築物等の制度を継承し、さらに景観法、都市緑地法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、本市独自の保全・活用手法の検討を行います。

【推進方法】

景観重要建築物の制度を活用し、点的な保全から線・面へ、取組を拡大します。(既指定の景観重要建築物の再評価により、建造物単体の保全から周辺の景観形成へと取組を広げます。)既指定物件のほか、市内の歴史的建造物の調査・評価を通じて、本市独自の保全・活用手法の研究を進めます。

【実績】

- ・歴史的建造物2件(旧松崎邸和館、御成小学校講堂)の調査を実施しました。
- ・景観重要建築物等の修繕の費用助成を行いました。(延べ10件、4,945千円)
- ・橘亭・山椒洞の指定部位の変更を行いました。
- ・旧華頂宮邸の施設公開、保全活用の検討を行いました。また、旧華頂宮邸の施設公開時に、景観重要建築物等を巡るスタンプラリーを実施しました。
- ・景観資源の調査で、歴史的建造物の保全活用の制度の検討を行いました。



【今後の施策の方向性】

- ・歴史的建造物の調査や登録有形文化財の制度の活用を進めます。
- ・景観重要建築物等の維持修繕の支援を行います。
- ・旧華頂宮邸の施設公開、保全活用の検討を行います。
- ・歴史的建造物の保全活用の推進施策の検討を行います。

H18	H19	H20	H21	H22
	景観重要建築物等の維持修繕			
	☆ 歴史的建造物調査			
	旧華頂宮邸の施設公開、保全活用の検討			

鎌倉市景観重要建築物等一覧

(平成20年4月現在)

指定	建築物の名称	指定	建築物の名称
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	第16号	旧安保小児科医院
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	第17号	高野邸
第3号	篠田邸(旧村田邸)	第18号	村上邸
第4号	寸松堂	第19号	旅館対僊閣
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	第20号	笹野邸
第6号	日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園	第21号	のり真安齋商店
第7号	かいひん荘鎌倉	第22号	三河屋本店
第8号	石川邸(旧里見淳邸)	第23号	東勝寺橋
第9号	山崎邸 【平成15年12月24日に指定を解除】	第24号	榎亭
第10号	川合邸	第25号	湯浅物産館
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	第26号	去来庵
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	第27号	ホテル ニューカマクラ
第13号	白日堂	第28号	平井家住宅・長屋門
第14号	小池邸	第29号	旧華頂宮邸
第15号	石島邸		

国登録有形文化財建造物

眺望景観の保全・創出

【内容】

本市の地形的な特性を視覚的に認識することができる、優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めていくため、眺望景観の視点からの都市景観の形成に積極的に取り組みます。このため景観法の他、都市計画法（高度地区）、建築基準法（総合設計制度）との連携による効果的な規制・誘導施策の検討に取り組みます。

【推進方法】

景観計画（平成 19 年 1 月策定）に位置付けた 33 の眺望点からの眺望の経年変化を調査し、眺望景観の保全及び魅力向上の手法を景観計画の運用に併せて研究します。また、眺望景観の保全のため、景観地区・高度地区の指定に取り組みます。

【実績】

景観計画に基づき、眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導に取り組みました。

鎌倉駅周辺・北鎌倉駅周辺に景観地区を指定、風致地区・景観地区以外の第一種中高層住居専用地域に高度地区の指定を行いました。

景観資源調査を行い、平成 14 年度調査をベースに、平成 19 年度の経年変化調査を行いました。

【今後の施策の方向性】

眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導に取り組みます。

高度地区との連携（総合設計制度の許可基準化）等、眺望の視点から、効果的な規制・誘導手法の検討を行います。

H18	H19	H20	H21	H22
☆ 景観計画策定				
眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導				
		☆ 景観地区・高度地区の指定		
		景観地区・高度地区の運用		
	経年変化調査			
		効果的な規制・誘導手法の検討		

地域資源の保全と整備

【内容】

石碑、道標、道祖神や樹木、優れた生垣、屋敷林、十橋・十井・五名水などを地域景観資源と位置付け、地域住民との価値観の共有に努めます。市民・NPO との協働により、これら景観資源の保全・整備手法の検討に取り組むとともに、地域の景観づくりの拠りどころとして活用します。

歴史的建造物をはじめとする景観資源のデータベースを作成します。

【推進方法】

建築物・工作物の他、石碑、道標等、地域資源を景観資源として幅広く捉え、その保全・活用を通じて景観形成に取り組みます。これらの保全・活用には、景観施策の他、文化財等、他の制度の活用が必要となることから、関連部署との連携を強化します。また、市民・NPO 等と、この様な景観資源の価値観の共有に努めます。

景観資源調査を実施し、データベースの基礎資料を作成し、景観資源の情報管理に取り組みます。

【実績】

歴史的建造物（建築物、工作物、石碑等）、樹木、眺望景観について、既存調査の成果を整理し、景観的な評価軸の設定及びそれに基づく評価を行い、景観資源の種別ごとに、今後の保全活用の検討を行いました。

調査にあたっては、景観資源が形成する「点」の景観から「面」の景観形成へとつなげるよう施策の検討を行いました。

併せて、データベースの基礎資料の収集を行いました。

景観資源の保全活用方策『景観資源調査報告書より』

歴史的建造物、石碑等、樹木の一体的な保全

景観資源周辺の景観保全、景観形成のためのガイドラインの作成

台帳登録などによる緩やかな保全の仕組づくり

景観資源に係る市民意識の啓発

総合的な支援事業の導入の検討



まちかどの石碑



歴史的建造物と樹木



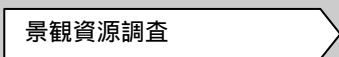
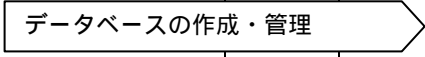
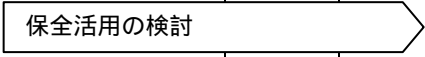
眺望景観

【今後の施策の方向性】

歴史的建造物、石碑等、樹木の一体的な保全活用の検討を進めます。

景観資源が生み出す歴史的景観の維持継承や、景観資源周辺の良い景観形成を図るために、景観資源が生み出す景観特性や、景観資源周辺の建築行為等に対する建築作法やデザインなどを示したガイドラインの検討を行います。

景観資源調査をもとに、データベースの作成、情報管理を行います。

H18	H19	H20	H21	H22
				
				

かまくら景観百選の活用

【内容】

平成 11 年に選定したかまくら景観百選の PR を通じて「鎌倉らしい景観」、「鎌倉の景観を構成する重要な要素」を多くの市民に伝えます。また、かまくら景観百選に選定された風景の維持・継承、景観資源としてまちづくり、景観づくりへの積極的な活用に向けた施策展開に取り組みます。

【推進方法】

冊子販売の他、ホームページ掲載等、様々な場面を通じて、PR を行います。また、地域の景観資源と位置付け、その活用などに取り組みます。

【実績】

- ・景観資源の保全活用に関する協議などの際、景観施策への取組に理解を求めするために本書を活用しました。
- ・景観資源の普及・啓発を効果的に推進するため、景観百選の冊子を改訂し、市内書店で販売しました。



景観百選の冊子
市内書店で販売中

【今後の施策の方向性】

- ・今後も景観百選など景観資源の普及啓発に努めます。
- ・景観資源を地域のまちづくりに活用するための検討を進めます。
- ・景観資源の定点観測について行っていきます。

H18	H19	H20	H21	H22
	普及啓発			
	☆ 冊子改訂	保全活用の検討		
		定点観測		

屋外広告物の規制誘導

【内容】

景観計画（第4章5．屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）及び神奈川県屋外広告物条例に基づき適正な規制・誘導を行います。また、市独自の屋外広告物条例の制定により、歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った広告物の誘導を目指します。さらに、市民の協力を得て、地域と行政が一体となり、違反屋外広告物を表示させない環境づくり、まちづくりを推進します。

【推進方法】

景観計画及び神奈川県屋外広告物条例に基づき、広告物の規制・誘導に取り組みます。これと並行して、モデル地区による屋外広告物の実態調査、シミュレーション等を行い、本市独自の広告物条例策定に向け研究を進めます。

また、市民、事業者等の屋外広告物に対する意識啓発にも積極的に取り組むとともに、市民に違反屋外広告物の簡易除却の権限を委嘱し、協働により除却活動やキャンペーンなどの啓発活動を実施します。

【実績】

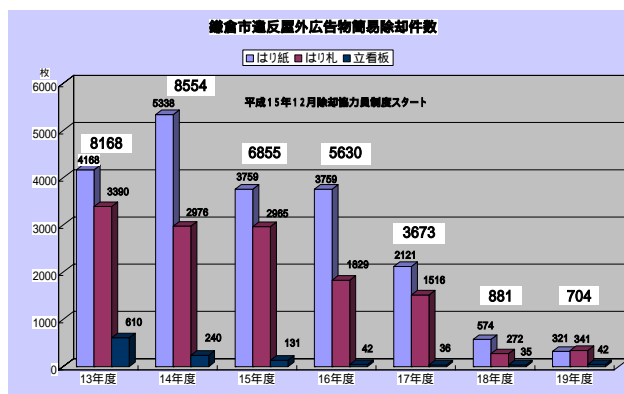
景観計画及び神奈川県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の形態や色彩等についてデザイン協議を行

ったほか、モデル地区における屋外広告物の実態調査を行い、本市独自の広告物条例の策定準備を進めました。

また、景観形成推進委員により、「まち並みをつくる素敵なかんぱん」をテーマとした景観づくり賞実施に向けた討議を行いました。平成20年度の表彰に向けて選考基準や周知方法などを検討しました。

違反屋外広告物除却協力員との連携等により704件の違反屋外広告物を除却しました。除却協力員制度の設置（平成15年度）以来、市内の違反屋外広告物が発見されるとすぐに撤去し、違反広告物をまちに氾濫させない仕組みが確立されました。屋外広告物業団体、不動産業団体、警察署、商店会等と協力し、屋外広告物制度の普及啓発を図るキャンペーンを行いました（2箇月に1回）。

平成19年度	許可件数	除却件数
	125件	134件



違反屋外広告物 簡易除却件数の推移



市民や商店会等との連携による除却キャンペーン

【今後の施策の方向性】

本市の特性に合わせた市独自の条例制定（許可基準の設定）に向けた検討を行います。条例制定にあたっては、市民・事業者等の理解と協力が必要なことから、景観づくり賞等普及啓発事業と連携した市民・事業者等の意識醸成に取り組みます。さらに、今後も除却協力員との連携により市内の違反広告物の除却に努めるとともに、違反広告物が掲出されない環境づくりを行います。

H18	H19	H20	H21	H22
規制・誘導				
	市条例制定の検討			
	景観づくり賞実施に向けた検討		☆ 景観づくり賞実施（予定）	
違反屋外広告物除却協力員との連携				

ベルトや拠点を中心とした都市景観形成事業の推進

快適なみちづくり

【内容】

快適で魅力的な道路空間の創出が都市のイメージを高めることから、無電柱化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出など、公共施設による先導的な景観整備を進めます。また、鎌倉の歴史性・文化性を活かし、市民や観光客にわかりやすく美しい公共サインの整備を進め、道路空間の魅力を高めます。特にベルトや拠点においては、神奈川県等公共施設管理者と連携し、市民等の意見を聴きながら、魅力ある道路空間創出のための整備方針を策定します。また、オープンカフェの実施など道路空間を活用したまちの活性化の検討を行います。

【推進方法】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、景観ベルトにおける神奈川県及び鎌倉市の公共施設管理者が情報交換を行い、調整を行う場を設定し、良好な景観形成を推進します。

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等の視点から、国の無電柱化推進計画に基づき、市・電線等管理者・市民等が一体となって、順次無電柱化に取り組みます。鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づき商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区における開発事業に対し、まちづくり空地を設置するよう誘導します。

【実績】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行いました（歩道橋の色彩や標識の配置、形状等）。また、ベルトにおける県・市の公共施設管理者による連絡調整会議を設置し、情報交換と事業調整を行いました。

無電柱化に関しては、地元商店街等と協議を行い、小町通り 600m における工事に着手しました。

開発事業にあわせ、まちづくり空地を設置し、快適な歩行空間の確保を進めました（歩道状空地を含む）2箇所（面積 56 m²）。

大船駅西口歩行者デッキについては、景観アドバイザーの助言をもとに整備計画の検討を進めました。



平成 19 年度に既存の樹木を活かして整備した御成小学校前の歩道

【今後の施策の方向性】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、連絡調整会議の開催により、情報交換と事業調整を行います。海浜ベルトでは景観協議会を設置し、公共施設による先導的な景観整備を積極的に推進します。

地元商店街等との協議を進め、小町通りにおける無電柱化にあわせた景観整備の検討を行います。

沿道におけるまちづくり空地の確保について引き続き協議を行います。

H18	H19	H20	H21	H22
☆ 景観計画策定				
	景観重要公共施設の整備・占用許可等			
	☆ 連絡調整会議の設置			
	公共サインの維持・管理			
調査	無電柱化工事の事業実施			
	ポケットパーク・まちづくり空地の設置誘導			

水辺の環境づくり

【内容】

河川の親水空間の整備や、生態系の回復などを進め、親しみのある河川環境の創出を図ります。また、河川沿いをプロムナードとして整備し、水に親しめる歩行空間の整備を図ります。海岸沿いにおいては、自然と歴史が融和した原風景の継承・回復や海との関わりの中で形成されたまち並みの修景整備、国道134号沿道の顔づくりなど、海浜風致と一体となった景観の保全・整備・創造を図ります。特にベルトや拠点においては、神奈川県等公共施設管理者と連携し、市民等の意見を聴きながら、魅力ある河川・海浜景観創出のための整備方針を策定します。

【推進方法】

景観計画の景観重要公共施設における占用及び整備事業に対する指導を行うとともに、ベルトにおける神奈川県及び鎌倉市の公共施設管理者が情報交換等を行う場をつくり、ベルトにおける良好な景観形成を推進します。

【実績】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行いました（橋や海の家色彩等）。また、ベルトにおける公共施設管理者による連絡調整会議を設置し、情報交換と事業調整を行いました。

砂押川沿いでは、市民との協働により、桜のプロムナードの保全再生に向けて積極的に取組を進めています。



砂押川プロムナードでのふれあい緑化事業

【今後の施策の方向性】

景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、連絡調整会議の開催により、情報交換と事業調整を行います。海浜ベルトでは景観協議会を設置し、公共施設による先導的な景観整備を積極的に推進します。また、相模湾岸では、他市との連携により、景観整備の検討を行います。

砂押川における桜のプロムナードの保全を進め、地域を象徴する景観軸の魅力ある景観形成を進めます。



樹木医と砂押川沿いの桜を診断する様子

H18	H19	H20	H21	H22
☆ 景観計画策定				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 景観重要公共施設の整備・占用許可等 </div>				
☆ 連絡調整会議の設置				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 砂押川における桜のプロムナードの保全再生 </div>				

みどりのまちづくり

【内容】

市街地における緑の回復と創造を図るため、良好な屋敷林や樹木の保全に努めます。特に生垣の奨励や街路樹、グリーンベルトの整備により、道路緑化の推進を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。

【推進方法】

道路緑化の推進を図り、遠景の山並みと調和した緑の景観軸の形成を図ります。また、拠点緑地や斜面緑地の保全、都市公園や広場の修景に配慮した整備に取り組みます。

【実績】

都市緑地法に基づき、3地区約296.1haの緑化推進重点地区を設定しました。

鎌倉駅周辺緑化推進重点地区内における、既設道路（御成町地区）の歩道の整備・充実に伴い、景観計画に配慮した緑化を行いました。

都市緑地法に基づき、9地区約315.5haの保全配慮地区を設定しました。

稲村ガ崎保全配慮地区内の市道（七里ガ浜高校前）を緑化整備して、周辺緑地に配慮した緑のネットワーク形成を図りました。

秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく緑地保全契約を締結し、保全に取り組んでいます。

風致公園の六国見山森林公園や材木座地区に街区公園を整備しました。また、開発に伴い設置された公園を受納し、管理を行いました。

また、緑地の寄付を受けました。



供用開始された材木座たぶのき公園



緑化整備された七里ガ浜高校前の街路

【今後の施策の方向性】

公園、河川と結ぶ市街化区域内での緑のネットワークの形成に向け、都市計画道路及び既設道路などの整備に合わせ、景観計画に配慮した緑化を推進します。

引き続き、鎌倉市緑の基本計画に沿って、秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地を、土地所有者の協力を得て、保全していきます。

都市公園の整備等を引き続き行い、緑豊かな公共空間の創出に努めます。

H18	H19	H20	H21	H22
	緑の基本計画に基づく事業の推進			
	都市公園・広場等の整備			
	道路緑化の推進・維持管理			

魅力的な建物づくり

【内容】

鎌倉らしい都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、鎌倉の顔にふさわしい格調高い魅力的なデザインとします。また、公共施設の緑化推進により、地域の中心的施設にふさわしい施設整備を進めます。

【推進方法】

公共建築物の建築に際して先導的な役割を果たすよう景観に関する協議を行います。

【実績】

公共施設（第二中学校、(仮称)川喜多記念館）の設計段階において景観アドバイザー制度を利用し、アドバイスを受けました。

【今後の施策の方向性】

今後も景観アドバイザー制度等を利用し、公共施設の質向上とともに周辺の空間の魅力向上に積極的に取り組みます。

H18	H19	H20	H21	H22
景観アドバイザー制度の活用				
	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 第二中学校の施設整備の検討 ☆ (仮称)川喜多記念館の施設整備の検討 			



第二中学校イメージパース



(仮称)川喜多記念館イメージパース

市民・NPO・事業者との協働・支援

景観づくり賞の実施

【内容】

景観づくり賞の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO等の活動を顕彰するとともに、様々な活動主体を有機的に結びつけるような支援を行います。

【推進方法】

景観づくり賞は、概ね2年に1回、市民ニーズに即したテーマを選定し、実施します。

【実績】

景観形成推進委員により、「まち並みをつくる素敵なかんばん」をテーマとした景観づくり賞実施に向けた討議を行いました。また、平成20年度の表彰に向けて選考基準や周知方法などについても検討しました。

【今後の施策の方向性】

景観づくり賞の表彰を行い、景観に調和する屋外広告物の事例として広く周知を図っていきます。

景観づくり賞の実施により、市民意識の醸成に取り組み、それぞれの施策を推進します。

H18	H19	H20	H21	H22
	景観づくり賞の実施に向けた検討		景観づくり賞の実施に向けた検討	
		☆景観づくり賞の実施(予定)☆		

シンポジウム、講演会の開催

【内容】

都市景観の形成を進めるため、シンポジウム、講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催や市政情報宅配便を継続的に実施します。また、市民・NPO等によるシンポジウムやセミナーの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。

【推進方法】

親子景観セミナーの開催、学校や自治会等を対象とした「市政情報宅配便」の実施等を通じて、景観づくりの意識啓発に努めます。また、市民が主体的に活動する取組の支援を行います。

【実績】

鎌倉駅周辺の景観重要建築物などを紹介するまち歩き（親子景観セミナー）や市内中学校（手広中学校）における市政情報宅配便を実施しました。また、鎌倉駅地下道ギャラリーで景観計画や屋外広告物（8月21日～27日）に関する展示を行いました。



市内の景観資源をまち歩きする親子景観セミナー



景観施策のパネル展示中の鎌倉駅地下道ギャラリー

【今後の施策の方向性】

今後も引き続き、まち歩き等のイベントや展示などの情報発信を行い、意識の啓発を行っていきます。

H18	H19	H20	H21	H22
	親子景観セミナー			
	☆地下道ギャラリー展示	☆市政情報宅配便		

市民活動の支援

【内容】

市民・NPOの活動をさらに発展させ、都市景観の形成に主体的に取り組むことが可能となるような組織の育成を図ります。また、提案制度（都市計画法、景観法）の積極的な活用や市民・NPOによる景観づくり推進のための支援制度の充実を図ります。

【推進方法】

都市景観の形成に主体的に取り組む市民団体への支援を行います。また、景観に関する地域のイベントの支援を行います。

【実績】

扇ガ谷・御成町地区、材木座、鎌倉山などにおける特定地区計画の検討や、また、平成19年11月から北鎌倉景観地区における新たなルールづくりの検討に向けた協力、支援を行いました。

また、景観重要建築物の活用や路地景観に関するイベント等の後援を行いました。



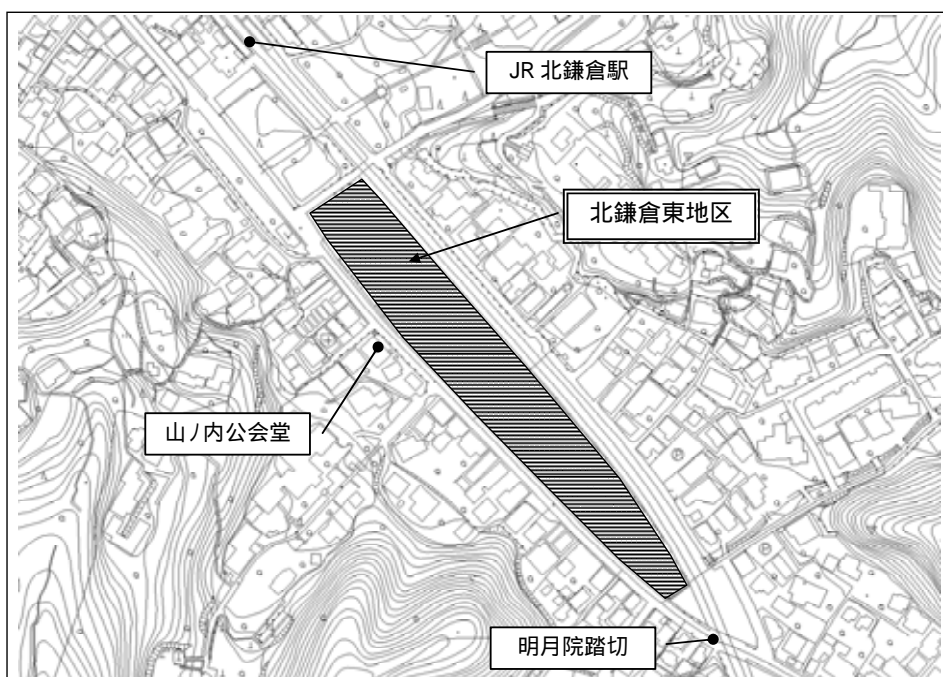
北鎌倉景観地区のルールづくり

【今後の施策の方向性】

地域のルールづくりの協力やイベントの支援を積極的に行い、市民・NPOによる景観づくりを推進します。

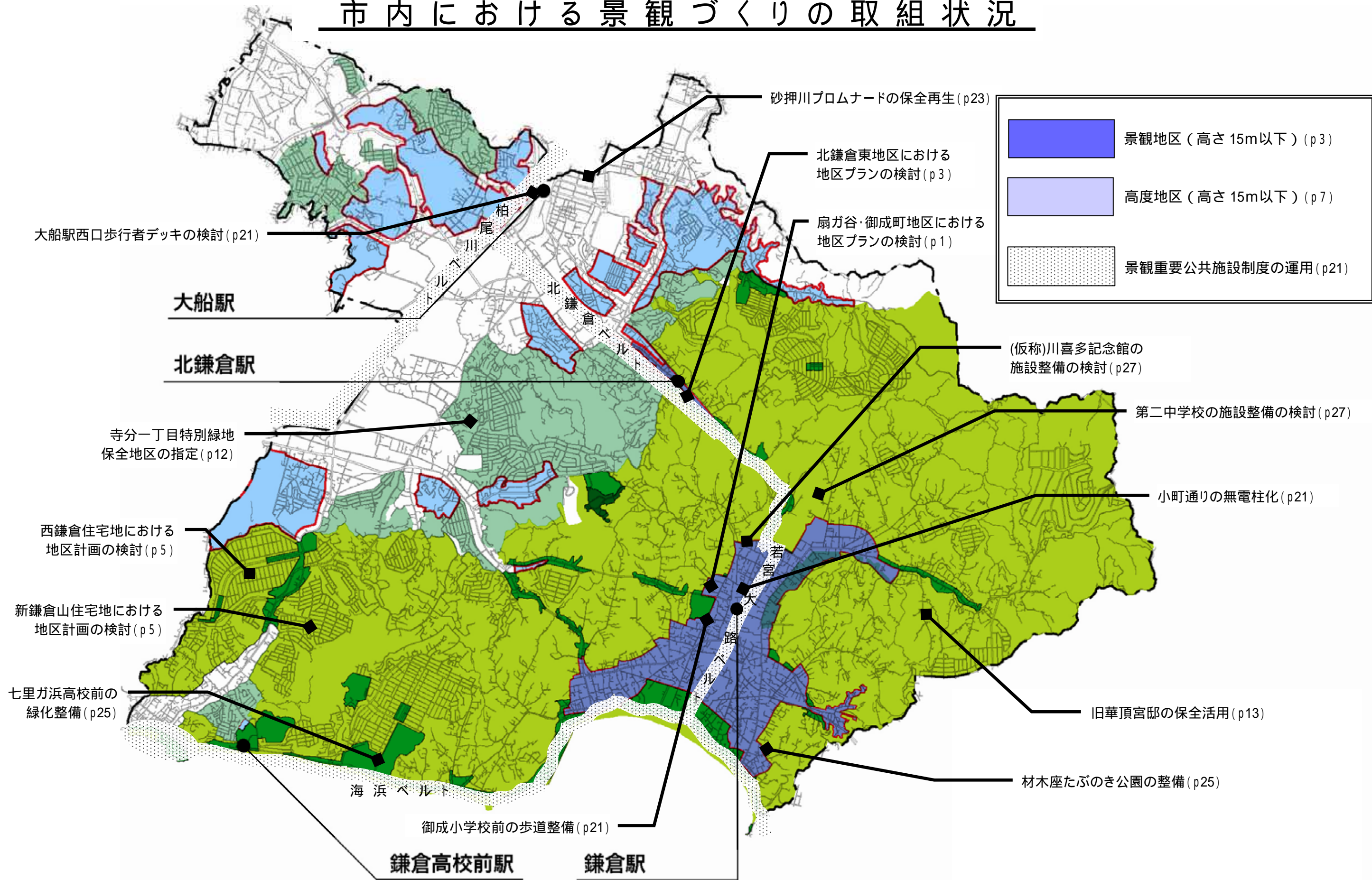
都市計画の提案制度の支援を行います。

また、平成19年11月から住民との協議をスタートした北鎌倉東地区（JR北鎌倉駅から明月院踏切までの間、約0.9ha）においても、フィールドワーク等の実施により、今後、地区住民との協働で地区プランの策定に取り組みます。



H18	H19	H20	H21	H22	
	市民活動支援・育成				
	北鎌倉東地区でのルールづくりの支援				

市内における景観づくりの取組状況



鎌倉の景観
(鎌倉市景観計画の実績報告)
平成 20 年度版

編集発行 平成 21 年 3 月
鎌倉市景観部都市景観課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
TEL 0467(23)3000 FAX 0467(23)8700
E-mail keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
